

申請に基づく処分に係る審査基準及び標準処理期間（法令）

番号	法令名及び条項	処分の概要	担当課名
50	温泉法（昭和23年法律第125号）第16条第1項	温泉利用の許可を受けた法人の合併又は分割による地位の承継の承認	生活衛生課

1 審査基準は、次のとおりとする。

- (1) 合併により消滅する法人又は分割前の法人による申請であること。
- (2) 合併後存続する法人若しくは合併により設立される法人又は分割により温泉を公共の浴用又は飲用に供する事業の全部を承継する法人が、法第15条第2項各号のいずれかに該当しないこと。
- (3) 法施行規則第8条第1項に規定される内容を記載した申請書及び同規則第8条第2項による添付書類の提出があること。
- (4) 申請は盛岡市温泉法施行細則第3条第1項に規定される申請書により行い、法第15条第1項に係る許可書及び合併後存続する法人若しくは合併により設立される法人又は分割により温泉を公共の浴用又は飲用に供する事業を承継する法人の定款又は寄附行為の写しが添付されていること。

2 標準処理期間は、10日とする（祝日休日等の閉庁日を除く）。

備考 法令に規定されている条文やその解釈に関する文書を閲覧したい方は、申し出てください。